

小規模企業のための新会社法活用

第3回

「監査役の役割」

1. 貴社はどう選択しますか？

新会社法では、非公開会社（株式譲渡制限会社のこと）をいい、ほとんどの中小企業が該当）の場合

- ① 取締役は、3人ではなく、1人でもよい。
- ② 監査役は、選任しなくても良い（取締役会設置会社を除く）。
- ③ 取締役や監査役の任期を10年まで伸ばしてもよい。

貴社は、どう選択しますか、あるいはどう選択されましたか。私は、お客様企業に対しては、一般的には、前記のすべてについて「NO」とアドバイスしています。

前回の第2回で述べた理由により、①取締役は、今までもどおり3人以上で、②監査役も今までもどおり選任し、③取締役と監査役の任期についても現状の2年（取締役）及び4年（監査役）を提案しています。

2. 監査役の権限の見直し

さて、今回は、「監査役の役割」についてです。

- 新会社法施行前の法律では、監査役の権限は
- ① 大会社・中会社の監査役・・・会計監査権限と業務監査権限
 - ② 小会社の監査役・・・会計監査権限のみとなっていました。

これに対し、新会社法では、監査権限強化の必要性から次の見直しがなされました。

- ① 会社の規模に関係なく、監査役は原則として、業務監査権限を有するものとしました。
- ② 大会社以外の非公開会社は、定款で監査役の権限を会計監査権限に限定することができるようものとしたうえで、「株主の違法行為差止めが容易になる」「一定の場合には株主に取締役会の召集請求権・出席権が認められる」等株主による監督権限が大幅に強化されました。

3. このような権限のある監査役を置かないことにはいい？

冒頭に述べたとおり新会社法では、非公開会社の場合で取締役会を設置していない会社には監査役はあえて選任しなくてもいいことになりましたので、監査役には前記の権限を与えられているけれども、監査役を設置しないこととしてしまつていいものでしょうか。

「今までは、形だけの監査役だったからこれを機会に廃止してしまおう」と考えがちです。しかし、ちょっと待ってください。今回の新会社法は、少数株主の権限を強化するというねらい

があり、監査役を設置しない場合には、株主が監査役の権限を持つことになりました。仮に、退職した従業員や遠い親戚がいまだに5%の株式を持ったままの場合でなかなか買収取れないケースでは、従来どおり監査役を置いたほうがいいといえます。

- ① 取締役の会議の議事録閲覧を裁判所の許可なくできる
- ② 取締役が違法行為を行うおそれがある場合には、取締役を収集し会議を招集できる
- ③ 一定の場合自ら取締役会の招集も可能
- ④ さらに、これらの取締役会に出席して意見を述べることもできる

が、監査役を置かない場合、各株主が単独でできる権利として

非公開会社の機関設計のルール

会社の機関	機関設計のルール
取締役	<ol style="list-style-type: none"> ① すべての株式会社には、株主総会と取締役1名以上を必ず設置。 ② 株主総会+取締役1名という組み合わせが、株式会社の最もシンプルな機関設計。 ③ 取締役会を設置しない場合は、株主総会で会社に関するあらゆる事項を審議することになるので、株主の権限が強くなる。 ④ 監査役を設置しない場合は、取締役の業務執行を株主が直接監督することになる。 ⑤ 定款の定めにより任期を10年まで延ばすことができる。
取締役会	<ol style="list-style-type: none"> ① 取締役会は、設置しても設置しなくてもよくなった。 ② 取締役会を設置する場合には、取締役が3名以上必要で、代表取締役を決めないといけない。 ③ 取締役会を設置する場合には、監査役または会計参与を設置しなければならない。
監査役	<ol style="list-style-type: none"> ① 監査役は、設置しても設置しなくてもよい。 ② 取締役会を設置しない場合でも、監査役を置くことができる。取締役+監査役という組み合わせが可能。 ③ 定款の定めにより、監査権限を会計監査のみに限定する監査役の設置もできる。この場合は、取締役の業務を株主が直接監督する。 ④ 定款の定めにより、任期を10年まで延ばすことができる。
会計参与	<ol style="list-style-type: none"> ① 会計参与を設置するかどうかは、株式会社が選択できる。 ② 取締役会を設置する場合において、監査役等を設置しないときは、会計参与を設置しなければならない。

等があるからです。

だからといって、従来どおり監査役を設置することにし、その権限を会計監査権限のみに限定すると、少数株主にこの権利を与えてしまうことになってしまうので、注意が必要です。

一般的には、少数株主のほうが脅威と考えられるので、これらの危険を除去するためにも監査役を設置し、その監査役の権限も限定しない方が会社運営にはベターと考えております。

次回は、「事業承継」についてです。

著者プロフィール



ヤマグチノボル 昇

生年月日 昭和32年7月4日(蟹座)
出身 新潟県加茂市
資格 新潟県加茂市
事務所/住所 山口昇税理士事務所
〒959-1383
新潟県加茂市旭町15番30号

事務所名 山口昇税理士事務所

TEL 0256-526869
FAX 0256-521674
URL <http://homepage2.nifty.com/yms193>